令和元年度第2回新居浜市障がい者自立支援協議会会議録

1 日 時 令和元年12月17日(火)13:30~14;45

2 場 所 新居浜市役所 41会議室 (4階)

3 出席者 委員 大橋 靖彦 委員 本多 知里 委員 坂上 玲子

委員 住友 裕美 委員 明智 美香 委員 森田 圭子

委員 黒川 由美 委員 秋月 伸一 委員 土岐 智恵美

委員 児島 万代光 委員 道田 真由美 委員 吉村 卓代

委員 三木 由紀子 委員 北中 律子 委員 山本 豪

委員 山本 晴美

欠席者 委員 竹本 幸司 委員 鎌倉 荘一

事務局 福祉部次長兼地域福祉課長 古川 哲久 副課長 亀井 弥生、副課長 村上 美香

- 4 傍聴者 0名
- 5 協議題 (1) 各専門部会・連絡会協議会等の活動報告
 - (2) 新居浜市障がい者自立支援協議会専門部会体制等の見直しについて
 - (3) その他

(事務局)

定刻が参りましたので、ただいまから、令和元年度第2回新居浜市障がい者自立支援協議会を開催いたします。

本日の会議の出欠状況ですが、新居浜市医師会 竹本委員、新居浜市心身障害者(児)団体連合会の鎌倉委員の2名が用務等の都合により欠席されています。委員数18名に対し、出席委員16名で、自立支援協議会設置要綱第5条第2項の会議の成立要件であります過半数以上の出席を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは、早速、議事に移ります。議事の進行については、住友委員長にお 願いいたします。

住友委員長、よろしくお願いいたします

(議 長)

委員の皆様には大変お忙しい中、令和元年度第2回新居浜市障がい者自立支援協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、各専門部会や協議会・連絡会の今年度の活動途中経過をそれぞれ報告いただいたのち、自立支援協議会の下部組織となる専門部会の体制について、皆様にご協議をいただく予定となっています。

それでは、まず本日の議題(1)各専門部会や協議会からの活動報告を順次お願いいたします。では、相談支援部会からお願いします。

(委 員)

それでは、相談支援部会令和元年度の取組みについてご報告いたします。お手元の資料は1ページ、2ページとなります。

活動概要といたしましては、部会を通算4回開催しておりますが、内容としては前年度から引き続き、①居住の支援、②進路支援(特別支援学校へのアプローチ)、③総合相談窓口、④研修及び啓発、⑤相談支援専門員の人材育成を目的とした各プロジェクトの活動を行っています。また、その他の活動といたしましては、新居浜市ホームページに掲載されている「障がい児者施設マップ」の管理も行っております。

次に、平成31年(令和元年)度相談支援部会の協議の概要についてですが、 第1回は4月に開催。平成30年度総合相談窓口事例検討会の振り返りや自立支 援協議会への報告対応、またその他として、県人材育成ビジョンについての周知 及び協議を行っております。

第2回目の会議では、第1回自立支援協議会の報告、また相談支援事業所の個別に関わっているケースの協議を行いました。

第3回目の会議では、自立支援協議会への報告、また令和元年度障がい児者施設マップの進捗状況についての協議を、第4回の会議では、定例の報告事項に加え、今後策定となります新居浜市長期総合計画作成に関しての協議を行っております。

続きまして、今年度相談支援部会で主催いたしましたイベントについてご報告いたします。まず、理解・促進研修啓発事業講演会については、2回の講演会を開催いたしております。1回目は6月に、「おとなの発達障がいその2」と題した市民向けの講演会で、126名の参加を、2回目は、「障がい者の虐待について学ぼう」と題した同じく市民向けの講演会で、71名の参加をいただいています。

またこれはつい最近のイベントになりますが、12月7~9日には、イオンモール新居浜で、「第6回新居浜市障がい者・児よいよHAPPYな作品展」を開催いたしました。これは、毎年、障がい者週間に合わせて開催しているもので、今年は第6回となりますが、150点の作品を展示し、3日間で943人の皆さんにご来場をいただきました。

あと、はたらく部会と共同開催したイベントとなりますが、今年8月には、特

別支援学校への事業所説明会を行っております。簡単ですが、以上となります。

(議長)

それでは続きまして、はたらく部会、お願いいたします。

(委員)

はたらく部会の取組みについて、ご報告させていただきます。

委員構成については平成30年度から引き続きではありますが、今年7月から、 新たに新居浜産業技術専門校の方1名に加わっていただいています。

令和元年度の活動計画については、柱が4本あるので、それぞれ簡単に説明を さしあげたいと思います。実施状況については資料3~4ページにご提示した通 りで、今年度は現在までに、8回の部会が開催されております。

ではまず第1に、「障がい者雇用啓発の為のセミナーの実施」についてですが、 平成31年1月に予定しておりました障がい者雇用促進セミナーが講師の体調不 良で中止となっておりましたので、同じ講師に今年6月におこしいただき、セミナーの開催をいたしました。障がい者雇用の課題である、企業との連携、就労に 向けた準備、企業とのマッチング、就労定着支援といったあたりの内容を含め、「障がい者の就労支援のあり方」と題してご講演をいただいております。

続いて、2番目の柱「特別支援学校説明会プロジェクトの実施」につきましてですが、昨年度から引き続きの課題として、卒業後の進路のミスマッチを防ぐということで、学校・保護者との連携を目的に、障がい者事業所説明会を8月に開催しております。こちらは先ほど相談支援部会の報告にもありましたとおり、相談支援部会との協働での開催となっております。職員向けの説明会だったのですが、DVD等を利用して映像で実情を見ていただくことで、自校の学生の働くイメージがわきやすかったとの感想をいただきました。

3番目の新居浜市障がい児通所支援事業所等関係機関連絡会との協働プロジェクトこどもとおとなの福祉の連携プロジェクト、プレ・プロジェクト「Q&A キャッチボール」の活動ですが、昨年度に引き続き、幼児期・学齢期・成人期における切れ目ない支援が必要だとして、はたらく部会の成人期の支援と障がい児通所事業所の学齢期の支援の情報交換、また、はたらく部会と通所支援事業所連絡会の双方から質問を投げかけ、返し合うというキャッチボール活動を行っています。この活動については、その途中経過や反応も検証していく必要があると思いますので、引き続き部会で協議していきたいと思っています。

4番目の柱ですが、これは今年度から新しく実施している内容となりますが、「一般就労・福祉就労、連携ガイドライン作成の実施」ということで、各事業所の役割の再認識と連携と課題の抽出をしたうえで、それを整理して、新居浜市としてのガイドラインの作成をするというものです。

まずは各事業・事業所の役割について説明をし、そのあと協議をして各機関と どういった連携が必要かといったことを精査していきます。そしてそれを一つの シートにおとしこんでいくという作業を行っていますが、予定としましては、次 年度の8月くらいまでに形あるものになればと思っています。

なお、9月10月には部会の運営についても検討がなされ、ガイドラインの作成をするにあたり、事務量も増えていることから、就労・生活支援事業センターに事務量が集中することを解消するため、当面は、部会長と事務局長の2人体制で部会を運営していくこととなりました。年度が替わる来年4月には、進捗状況をみて、規約の見直しも必要となりますが、ひとまず、10月からは、部会の開催も偶数月開催に変更して活動しております。はたらく部会からの報告は以上です。

(議長) それでは続きまして、権利擁護部会、お願いいたします。

(事務局) それでは資料5ページとなりますが、新居浜市障がい者自立支援協議会権利擁護部会の今年度の取り組みについて、ご報告いたします。

権利擁護部会は障がい者の権利擁護に関わる方々、総勢26名で委員構成されており、今年度は、5月に1回、5ページなかどころの表内容で開催をしております。この権利擁護部会については、平成28年度の部会創設以来、毎年1回の部会開催に終わっており、新居浜市でも数々、障がい者の権利擁護に関わる取り組みがなされているのですが、それが部会の動きにはリンクされていない現状があります。

現在、この権利擁護部会の活動を活性化するため、体制の見直しを図ろうとしているのですが、その際、5ページ下にある3点を考慮しながら進めていく必要があると考えています。

その一つが、新居浜市福祉部内の成年後見体制の動向です。これは、現在、国が、成年後見制度の利用支援体制を整えるために、各市に対し、その計画や体制整備に向けた取り組みを求めているのですが、新居浜市においても、高齢者・障がい者の領域にまたがるこの制度について、どのような体制づくりを行うのか、それによって、この障がい者権利擁護部会で取り扱う後見制度の部分が違ってくると思います。

その整理ができ、後見制度の部分にきちんと体制がとれればこの権利擁護部会では、特に障がい者権利擁護の部分、具体的に言えば、障がい者虐待や差別、合理的配慮といったあたりを部会の軸に据えての活動を強化していくのではないかと考えます。

また、3つ目として、新居浜市のこの権利擁護部会は、障がい者差別解消法第17条に基づく障害者差別解消支援地域協議会としての役割もかねています。この会を兼ねていることで、国がこの差別解消支援地域協議会に参加をした方がよいとする関係者をほぼほぼ委員として構成しており、構成委員の非常に多い会となっていることから、活動がしにくいという一面もあります。ここも少し工夫が必要で、代表者会と実務者会に分けて動くなど、考えていく必要があるかと思い

ます。他の動向も見ながらの見直しとはなりますが、今後、部会が活性化するような体制となるよう、検討して参ります。権利擁護部会については以上です。

(議 長)

続きまして、精神保健医療福祉関係機関連絡会については、私の方から報告させていただきます。資料6ページをご覧下さい。

精神保健医療福祉関係機関連絡会は、資料にもありますように14名の構成員で構成されています。この連絡会は、主として精神に障がいを持たれている方が、長期の社会的入院から退院が進まないといった現状や課題の解決、また、そこから退院に向けて取り組んでいく時の支援の在り方であったり、受け入れをしていく地域生活のサポートの体制などについて確認をしたり、またそれらの個別の課題から地域の課題についての意見交換や解決策を見出す検討を行ったりしています。

今年度の取り組みですけれども、一つ目として、精神科病院への長期(社会的) 入院者の退院に向けた取り組み、地域移行支援の推進を行ってきております。具体的には地域移行支援の個別ケースについて、医療機関から報告を受けて、進捗状況の確認であったり、支援や課題の整理を行って、課題解決に向けて、出席者で意見交換をしております。具体的な令和元年度の実績としましては、前年度から引き続いて支援をしている方もいますけれど、退院された方がこれまでに4人、現在継続中の方が1人といった状況となっています。

第5期障がい福祉計画の地域移行支援数値目標との比較なのですが、平成30年度から3年間の数値目標の計画値は6名となっていますが、実績では、平成30年度が3名、令和元年度現在までに4名退院といった実績になっております。目標値を上まわる数値が出ている点については、行政機関やピアサポーターさんの協力なども得て、病院への理解や働きかけを求めていくような活動をしてきたこと、また、個別ケースの蓄積によって、20年30年の長期入院の方が退院していく時の支援の方法であったり、受け入れていく地域側にもそういった支援の体制が整ってきたからではないかということがぼんやりと見えてきているといったところです。

2つめに、個別の関わりから地域課題についての意見交換なのですが、地域移行支援の対象者は、基本的には障がい福祉サービスという65歳までの方が対象となるサービスを利用するのですが、地域移行支援につきましては、65歳以上の方も、支給決定を受けてのサービス利用ができています。

65歳以上の方は、他の障がいサービスが利用しにくい、例えば、障がいのグループホームには身体的な介護状態でなかったとしても入居ができないといったような、住居の確保、退院先の確保といった課題があるかと思います。また、長期の入院によって、家族とも疎遠であったり、ご家族がいらっしゃらなかったりで、保証人がおらず、住居の確保に苦慮しているといった課題も出てきています。

あと、地域で既に生活されている単身生活の障がい者や、グループホームなどの

居住サービス利用の障がい者の方たちには高齢化に伴う支援が必要になってきていて、サービスを障がいサービスから介護サービスにシフトしていく引継ぎが必要だといった課題が出てきています。

3つ目は、理解・促進啓発事業ですが、こちらについては例年、企画・実施をしてきています。今年度については、2020年3月7日、「~わかりやすい統合失調症~」というタイトルで、松山にあります任意の団体による人形劇と当事者による講演会を予定しております。

その他といたしましては、西条保健所で予算をとっていただいて多くのピアサポートさんが活動してくださっているのですが、その活動の現状と今後の活動について確認を行っています。また、新居浜市自殺対策計画については会構成員である保健センターの保健師さんから計画の説明を行っていただいております。

あと、今とりかかっているところでありますが、精神科病院の現状と課題を整理して、退院可能な方がどのくらいいらっしゃるのかといった調査と取り組みを検討しているところです。

最後に今後の予定についてですが、現在進行中のもの2つに加え、3つ目として、この連絡会が会議開催の目的、役割などを整理し、自立支援協議会の部会として位置づけるかどうかを、今年度あと2回の連絡会を開催していく中で、検討していきたいと思っております。報告については以上です。

それでは続きまして、障がい児通所支援事業者等関係機関連絡会の報告をお願いします。

(委 員)

新居浜市障がい児通所支援事業者等関係機関連絡会の報告をいたします。 連絡会の開催日時は、原則、奇数月の一日で、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、障がい児タイムケア事業所、発達 支援課、地域福祉課、自立支援協議会委員、委託相談支援事業所職員を構成員と して開催しています。

これまでの活動概要ですが、平成29年9月より活動を開始し、各事業所の支援や課題への取り組み等の共有を通して、地域全体の支援の質の担保と、その向上を図るため定期的に開催しています。令和元年度はここまで通算4回開催されています。

本年度は7月より、はたらく部会との質疑応答のやり取り(「Q&A キャッチボール」)を始めており、お互いの事業内容や支援の考え方等を知る事から始め、将来の実質的な支援の引継ぎ・連携の際に寄与できるよう、質疑応答のキャッチボールを繰り返しています。

また令和元年11月には新居浜市障がい理解促進研修・啓発事業のひとつとして、講演会「早期発見・早期療育からつながる子どもの未来」を開催しました。 その他、各事業所の現状と課題について発表、情報共有や質疑応答を行っていま す。これまでの協議の内容は資料7ページから8ページに記しています。 前年度よりローカルスタンダード案を作っておりましたので、その情報共有をし たり、理解促進研修・啓発事業の協議をしたり、はたらく部会との連携プロジェ クト「Q&A キャッチボール」、各事業所の現状と課題について話し合ってきており ます。

続いて、令和元年度 主催イベント等ですが、令和元年11月2日に『早期発見・ 早期療育からつながる子どもの未来~誰もが笑顔で暮らせる街にしたい~』のテ ーマで、新居浜市ウィメンズプラザにて講演会を開催いたしました。講師に、今 治市のつばさ発達クリニック・藤岡宏医師をお迎えしての講演のあと、パネルデ ィスカッションを行いました。シンポジストとして、新居浜市保健センターより 石見保健師、新居浜市発達支援課より西原先生にお話をいただきました。参加者 は207名となっております。早期発見・早期療育の重要性と新居浜市保健セン ターおよび発達支援課の取り組みなどの話をうかがい、市民の方に周知すること ができました。課題としては、講師がとても御高名な先生で、参加者が多く、机 が用意できなかったのですが、その代替手段の連絡が必要であったこと、また、 他の障がいについての講演会も実施してほしい、藤岡先生に他の話もうかがいた いとの声もあったことなどがありました。以上です。

(議 長) 続いて、医療的ケア児等支援協議会の報告をお願いします。

それでは、新居浜市医療的ケア児等支援協議会の今年度の取り組みについて、 (事務局) ご報告いたします。

> 今年2月に創設となった医療的ケア児等支援協議会ですが、協議会が立ち上が ったばかりの今年度は、まず4月に実態把握として、新居浜市内の医療的ケアを 必要とする0歳から19歳のお子さんの実態把握を行いました。

> 方法といたしましては、県立新居浜病院小児科を始めとし、医療的ケア児の支 援をしている新居浜・西条の訪問看護、特別支援学校、児童発達支援事業所、放 課後等デイサービス、生活介護、計画相談支援事業所、保健所、保健センター等 に、それぞれの機関が関わっている医療的ケアを必要とするお子さんの情報を提 供いただき、その情報を整理しております。調査の集約結果を10ページ以降に お付けしています。

> まず10ページ上の表ですが、皆様から情報提供いただいた人数は延べ137 人にのぼりました。名前を伏せた形での情報提供でしたが、これを生まれ年生ま れ月性別で整理して重複を除いていくと、新居浜市の医療的ケア児は38人、イ ンシュリン接種を要する児童が5人、日中を新居浜市で過ごしている西条市の医 療的ケア児が10人、同じく日中を新居浜市で過ごしている四国中央市の児童が 2人となりました。この日中を新居浜市で過ごすお子さんと言うのは、近隣市か ら新居浜市の特別支援学校や放課後デイ等を利用しているお子さんで、

これは、日中、災害等が起きた際には、市外のお子さんであってもたちまちの支援が必要となるのではないかとの進言を受けて、今回、調査の対象としております。

続いて10ページ下の表ですが、この表は、集約結果を学齢別に一覧にしたもの、11ページは、ケア別に一覧としたものとなっています。

今年は、新居浜市の実態調査終了後、愛媛県でも医療的ケア児の実態把握調査を行っていますが、この調査結果についても、新居浜市該当のお子さんについては市に情報が開示されるとのことですので、本市医療的ケア児の状況を把握するデータになるものと思っております。新居浜市の実態調査と併せて、今後協議会が協議を進める上での貴重な基礎資料となると思います。

なお、現在の協議会では、新居浜市の医療的ケア児の方が利用できる資源の集 約・整理の作業にかかっています。医療的ケア児への支援は、医療、福祉、子育 て支援、保健、教育等多岐の分野にわたりますが、まずは現状の資源を集約する ことが、今後の支援検討には必要として、作業を進めております。

以上が、今年度の協議会の活動現状です。

(議長) 各専門部会や協議会の活動報告がありましたが、何か質問や意見はございませんか。

特にないようでしたら、先の各部会や協議会、連絡会の報告も踏まえて、議題 (2) 新居浜市障がい者自立支援協議会専門部会体制等の見直しについてに入り たいと思います。まずは、この議題の提案理由について、事務局より説明をお願 いいたします。

(事務局)

今回の議題の提案ですが、新居浜市自立支援協議会は、平成18年度施行の障害者自立支援法に基づき組織されておりますが、協議会設置当時には、部会も「相談支援部会」しかありませんでした。その後、「はたらく部会」、「権利擁護部会」が順に創設され、また、専門部会の位置づけにこそなっていませんが、先ほど報告いただいたように、精神保健医療福祉関係機関連絡会、障がい児通所支援事業者等関係機関連絡会、医療的ケア児等支援協議会といった連絡会や協議会が、それぞれの専門分野で活動を行っています。

このような動きの中、かねてより、自立支援協議会の専門部会体制については 検討を行いたいと考えていたのですが、いよいよ来年度は、第3期障がい者計画、 第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画という3本の計画を策定する節 目の年になっており、この自立支援協議会の役割もいつも以上に重要となってま いります。

この会が計画の策定・検証を行う場となるわけですが、それぞれの専門分野から、現況や要望がここにきちんと届けられ、計画に反映できる体制を構築してお

く必要があり、まさに今が、専門部会等の体制を見直す機会なのではないかと考えております。

本日は、皆様から忌憚のないご意見をいただき、自立支援協議会が、その役割である、地域からの多様なニーズを、施策に、計画に反映できるような場となりますよう、その専門部会等の体制についてご検討をいただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

(議 長)

ただいま、事務局から来年度は、計画策定の年になっているとの説明がありましたが、次期の各計画が新居浜市の現状に即した計画となるためには、障がい者ご自身の意見や各分野の現場の声がきちんと反映されていることが大切で、専門部会等の体制は重要になると思います。

改めて、事務局より、現在の自立支援協議会の下部組織の現況、ならびに今後 の体制づくりの改正案について説明をお願いします。

(事務局)

では、事務局より、現在の体制と今後に向けた提案について説明いたします。 提案の具体的な内容といたしましては、各連絡会等の部会化推進について、そし て新居浜市自立支援協議会設置要綱の改正についての2点です。では説明に入り ます。資料の12ページをお開きください。

1の(1)専門部会につきましては、先ほどの議題の提案にもありましたように 現在3つの部会が稼働しておりますが、専門部会は自立支援協議会の下部組織で すので、部会からの報告や提案は、基本的な流れとしては協議会の承認等の手続 き等を経て、市の計画や市長への報告に反映されることになります。

次に(2)連絡会等についてですが、これは、課題のテーマ、あるいは事業の ジャンルごとの関係者による任意の集まりで、連絡調整の場、協議の場であると 言えます。現在3つの会がございます。ここで資料の14ページをお開きくださ い。連絡会等の状況をまとめております。

創設の早い順に上から、「新居浜市精神保健医療福祉関係機関連絡会」「新居浜市障がい児通所支援事業者等関係機関連絡会」「新居浜市医療的ケア児等支援協議会」です。

精神保健医療福祉関係機関連絡会は平成26年から活動しており、5年以上の活動実績があり、精神科病院の長期入院患者の地域移行支援を中心に、ピアサポート、居住支援事業等の情報交換や協議を行っております。障がい児通所支援事業者等関係機関連絡会は平成29年9月からで、2年余りの活動の実績となっています。主に障がい児通所支援事業所の質の向上を図る目的で、各事業所の日常業務等の現状や課題についての情報交換を行い、最近では議題1で報告かありま

したように、ローカル・スタンダードの作成やはたらく部会との連携プロジェクトが進められています。

医療的ケア児等支援協議会は、昨年8月に準備会を開催し、発足は本年2月、令和元年度に入ってから7月・11月と2回の会合が開催され、年度内にもう1回開催の予定となっています。医療的ケア児への適切な支援の提供体制構築を目的として、現在は対象者や状況、社会資源の把握を進め、今後は必要なサービスについて協議を行う予定としております。

資料12ページにお戻りください。これら連絡会等で話し合った結果の取り扱いとしましては、現在、各会に参加していただいております協議会委員や相談支援部会員が本協議会に対して報告等を行うことで、協議会の議論の一部として意見反映される、という形式となっています。

以上が現状の説明です。次に、2連絡会等の専門部会化についてです。この2 と次の3が提案の項目となっています。

2連絡会等の専門部会化の提案ですが、①来年度が三計画の策定年であることによりそれぞれの専門分野の協議結果や要望を計画に反映する必要があります。 ②ですが、各連絡会等は先ほどの議題 1 の各報告でもお分かりのようにその趣旨に応じた集まりとして活発に活動いただいており、専門部会化を働きかけるべき時期ではないかと考えております。

三計画の策定は、年度当初にコンサルタント会社を決定し、委託契約をした後アンケート等を実施することになると思いますが、国、県の方針とすり合わせができた状態の計画が文章化されるのが秋口で、内容を伴った検討をする期間が2~3か月くらい、その頃にバタバタと中身を見ていただいて十分な意見反映ができなかった、ということが往々にして起こります。そうならないためには、早くから現計画の内容を点検し、検討を開始することが必要で、そのため、協議会の内部機関として計画策定に向けた議論をスケジュールに載せていくことが大切だと考えております。以上の理由により、三つの連絡会等に対して部会化の働きかけを行い、連絡会等が部会化を意思決定した場合にはスムーズに承認いただくようお願いしたいと考えております。

次に3の要綱改正の提案です。計画の83ページと資料の15ページをご覧ください。

計画の83ページの要綱第3条にありますように、以前は委員定数を16人以内としておりましたが、その後現任の委員さんの選出にあわせ、各専門部会と連絡会等の意見反映を考慮した選任となるよう要綱を改正し、資料の15ページのように現在は委員定数を20人以内としております。現在、要綱には専門部会の規定がありませんので、今後の委員選任においても各部会・連絡会等の意見反映

を考慮した選定を担保する意味でこの際規定を設けることを提案いたします。

改正の内容ですが、資料の16ページをご覧ください。現在の要綱は7条までの内容となっておりますが、第5条の後に専門部会設置についての1条を追加したいと思います。条文案は「第2条に掲げる事項に関する各種分野に係る協議及び活動の促進を図るため、協議会に専門部会を置くことができる。」としております。今後の部会の改変等を考慮し、何々部会を置くというような部会名を明示する形式とはせず、単に専門部会を置くことができる、という表現にしております。今回資料の事前配布をしておりませんし、またこの条文がなくても部会を置くことはできますので、次回の協議会において要綱改正の決定をいただければと考えております。それまでにご意見があれば事務局までお寄せください。施行日は次回開催日から令和2年4月1日までのいずれかの日にしたいと考えております。

最後に3その他ですが、連絡会等の部会化に関連する事項を書いております。

まず(1)働きかけですが、現在、各連絡会に対しまして、それぞれの直近の会において部会化について説明を行い、本日の協議会で協議会側の受け入れの意思決定が行われた場合に、年度内の会議で意思決定いただくように働きかけを行っております。

その際には、以下の5点について改めて説明したいと考えております。1点目が、専門部会になることは協議会の内部組織としての正式な機関になるということ。2点目として、部会の意見は協議会の手続を経て市の各種計画や市長報告に反映されること。3点目、来年度の計画策定に向けて意見集約を始める必要があること。4点目、自律的に部会運営を行っていただくこと。そして5点目として、今後の委員の選出においては部会の意見反映が可能な委員選出の調整です。

次に(2)の部会化の手続きですが、本日このあと協議会として、現在の3つの連絡会に対する部会化促進についての協議をお願いいたします。部会化促進の決定がいただけましたら、次は連絡会側が部会となる意思決定をして、議事録にその旨残していただきます。そしてその後に開催される協議会に連絡会の意思決定の報告・提案をして、本協議会が最終的に承認をする、という順で進めたいと考えております。新部会の名称につきましては各部会で決定することとして、現在の連絡会等の名称を継続することも可能として、名称の決定や変更の時期も任意の次期にしてはどうかと考えておりますが、この点も本日ご議論いただければと思います。

次に(3) 部会化後ですが、新しい部会として役員や事務局体制について相談 していただき、自律的運営を図りたいと思います。また、現在進行中の議題に加 えて市の各種計画に関する取組を始めるよう調整を行っていただくことになりま す。 あと、(4)ですが、本日の協議会議題について協議会事務局会で検討した際の 協議内容について報告いたします。計画の75ページをご参照ください。

一番下の枠にありますように、事務局会は、委託相談支援事業の担当の6人と 障害者就業・生活支援センター、そして地域福祉課の担当で構成しており、活動 内容は、上から2番目の枠のように、個別課題を専門部会に諮る、地域課題の協 議、部会間の連携、協議会への報告の4つの内容となっております。

資料13ページに戻りますが、本日の部会化促進の提案にあわせ、今後の事務局の動きを相談いたしまして、まず、委託相談支援事業所を中心として各部会の事務局機能の一部を担っていこうということを確認しております。また、事務局会として来年度の各種計画策定の進捗管理を行うこと。また計画策定作業の必要に応じて各部会からの代表者を加えて事務局会を随時開催していこう、ということを確認しております。さらに、こうした来年度の動きを基に、再来年度以降の事務局会の活性化について再度協議しようということになっております。

大変長くなりましたが、以上で提案内容の説明を終わります。

- (議長) ただいまの事務局の説明について、何かご質問等はありませんか。今日のところは、この協議で決定というわけではなく、次回の自立支援協議会で最終決定するということでよいのですね。
- (事務局) はい。要綱改正については次回でいいと思います。ただ、現在活動中の3つの会に今後部会化を検討いただく際に、各会が部会化の方向を決定すれば、自立支援協議会では承認しますとするのかどうかをここで検討しておく必要があります。
- (議 長) 専門部会というものがどこでどのように決定されるのかといったところの議論なのですが、まずは連絡会側が議論を行い、連絡会の中で、自分たちが専門部会としての役割や責任をきちんと果たし、市の計画や協議に意見をあげて反映させていこうという意思表示をするということ。そしてこうした部会化の決定について自立支援協議会がそれでかまいませんといった承認をするかどうかをここで協議するということですが、皆さま、いかがでしょうか。
- (委員) 連絡会が部会になるということでしょうか。
- (議長) そうですね。
- (委員) 名前が変わるということですか。
- (事務局) 立場や責任が変わるということです。

(委員) 会の名称も変わるのですか。

(議長) 会の名称は、部会の中で決めて構わないとしていますね。

(委員) 各専門部会の長にあたる方は、この自立支援協議会の委員の一人になるという ことでしょうか。

(事務局) 資料の15ページをご覧いただきたいのですが、自立支援協議会設置要綱の第 3条に「協議会の委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。」とあり、(1) から(8)までの選出区分が記されています。

部会は内部の組織なので、上部の組織の委員を内部の組織から決めるとなるというのはそぐわないかと思います。ただ、2年前に委員数を16人から20人に要綱改正した時には、こうした各部会や連絡会の意見を表明できる方が、この(1)から(8)のどこかに該当して出てきていただく、その時に16名という人数枠では参加がかなわないというようなことがあってはいけないとして、増員しています。これについては、部会の意見を表明していただける方を、(1)から(8)の中で出てきていただくという調整を各部会や、部会に参加している事業所の中で行っていきたいというような運用でクリアしていきたいと考えております。部会から選出という事であれば、新たに(9)を作って、部会からという書き方も考えられるかとは思いますが、やはり構造上はあまり好ましくないと思います。

部会は協議会の中にあるので、親会の委員を部会から出すということになると、親があっての子なのに、子が親の構成員になるというような形になってしまいますので、親から選出するのではなく、(1)から(8)のうちで選出されるけれども、部会の意見反映が可能な方をお願いしますといった進め方でいきたいと考えております。

(委員) 選出区分はこれだけれども、所属が部会に所属しているということですか。 現在の自立支援協議会の委員でいけば、どういったことでしょう。

(事務局) 現在で言えば、現任の委員さん18名についても、例えば相談支援部会、権利 擁護部会、はたらく部会にも所属する参加者であり、かつサービス事業所であっ たり、相談支援事業所であったりする方に選出していただいています。選出のグ ループとしては、相談支援事業者であるけれど相談支援部会にいらっしゃる、サ ービス事業者であるけれどはたらく部会や障がい児通所支援事業所連絡会にい らっしゃるといったように、事業所の所属の部分とジャンルごとの会の部分の両 方を兼ねてらっしゃる方を選任くださいというような進め方になってきます。

協議会が主導で部会を作っていくとこういった話にはならないです。例えばこ

の協議会のそれぞれの選出委員さんが各事業所や団体であったり、事業所グループから選出されていて、このようなテーマで6つ部会を作ろうと決めて、その部会を構成するのはこういったジャンルの事業者さんでお願いしますとか、協議会が主導で6つを作ったら、協議会の委員さんの中からその該当の委員さんに座長をお願いして、あとはその事業所なりジャンルなり関係機関からその部会員を出していただくという進め方ができると思うんですが、現状は、自主的な動き、自主的な連絡会がある、それから内部の部会がある。両方の動きがありますので、自主的な会を運営している方々については、あなた方から委員をというのも適切ではありませんし、こちらから命令形でものごとを落としていくというのも適切ではないので、そこで今回ご提案したような運用面でクリアしていくという形で提案しました。実質は、それぞれの協議会・連絡会は、部会的な方向性も踏まえて運営されてきた実情もありますので強制もできないしということで、双方が合意で部会になっていただくというかたちで。そうしますと、委員の選出についても、部会を作って委員が下におりていくというのではないというようなことで、少し変則的になっております。

(議 長)

ただいまご説明いただきました内容でご理解いただけましたでしょうか。 もう一度再確認するのですが、今ある3つの連絡会について、今年度中にこの連絡会の中で検討して、連絡会が部会化を決定していくという流れで構わないでしょうか。

(意見なし)

わかりました。そのあたりは次回の自立支援協議会でそれぞれの連絡会から報告がなされるかと思います。

それでは、それ以外にこの議案について、ご質問やご意見はないでしょうか。

(意見なし)

この経過で行きますと、今後、協議会の専門部会が増えていくことになると思いますが、今日の部会の報告を聞いていますと、それぞれの部会同士の連携や、 共通する課題については、一緒に取り組むといったような横のつながりも重要に なっていくのかと感じます。

それでは、続きまして、協議題(3)その他に移ります。 委員の皆様から何か議題や意見がありましたらお願いします。 それでは、わたくしから1点、ご提案なのですが。

今日のこの場での検討ということではないのですが、現在の計画、第5期障がい福祉計画については、策定の時にもこの自立支援協議会の中で検討・確認がされたのですが、障がい者の生活の実態や現状や課題から計画や目標が設定されて、細かな数値目標も出されています。来年度は第6期の計画策定の年にもなっていきますので、来年度最終年となる現在のこの計画が実践することができているのか、また新たな課題が出てきているのかとった計画の進捗についての点検や評価を行っていく必要があるのではないかと思います。

これについても一番身近な専門部会や連絡会の中で、実態や個別の事例をとおして見えてきているものもあるかと思いますので、次の自立支援協議会までに、各部会等で現計画の推計値やサービスの中身の点検・評価を行っていただいてはと思うのですが。

(事務局)

ご提案ありがとうございます。この自立支援協議会が来年度は何回か会を重ねて計画を策定していくと思うのですが、協議会は計画策定だけではなく、計画の進行状況の点検・評価についても協議を行う役割があります。

住友委員長のおっしゃるとおり、次期計画につなげる意味も含めて、現計画の 推計値の点検・評価を行うことは、計画の進行管理として重要かと思います。

先ほど部会化の説明でもお伝えしました通り、計画策定については、早くに手をつけていくことが重要で、部会に呼びかけ、どのようなご意見があるか相談を始めていただきたいと考えます。次回第3回の自立支援協議会までに各会で、点検・評価をお願いし、この場で報告ができればと考えます。

各会にお願いする具体的な作業につきましては、事務局より、ご依頼を申し上げますので、ご協力よろしくお願いします。

(議 長) それでは、ただいまのようなことで、次回の自立支援協議会で進捗状況を確認 できるよう、よろしくお願いします。

それでは、他に、何かご議題やご意見はありませんか。

(委員) お手元に配布いたしました資料の講演会について、ご案内いたします。 年明け2月7日ですが、株式会社マルクの代表取締役・北野順哉氏にお越しいただいて、「強さと優しさが循環する社会の実現を目指して」と題したご講演をいただきます。北野さんは、A型支援事業所を運営されている方ですが、毎年10名前後を一般企業に送っているといった就労実績をお持ちで、人材育成力をベースに利用者本人のライフステージに合わせた、きめ細かく立体的な就労や自立の

支援を行っている方です。

(議長) 他に連絡事項等はございませんか。

(事務局)

皆様のお手元にお配りしています冊子「障がい者災害対応の手引き」は、愛媛 県が三浦保愛基金を活用して作成したものです。

新居浜市には9月に1,000部いただきまして、庁内の関係課や施設、総合福祉センターや障がい者福祉センター、部会や連絡会等でもお配りしています。そのほか、いただいて以降は、新たに障がい手帳をとられた方、窓口に希望してみえた方などにお渡しをしていますが、1,000部いただいて、この3ケ月で残り半数となっていますが、この手引きは県のホームページでダウンロードできるようになっており、音声版なども掲載されておりますので、ぜひご覧になってください。

(議 長)

では、予定いたしておりました議題は、これですべて終了いたしました。 これをもちまして、本日の自立支援協議会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。